

一般財団法人佐々木泰樹育英会
2020年度第3回臨時理事会 議事録

1 理事会の決議が無効とみなされた事項の内容

提案事項 1

申請者の奨学金給付につき、休学期間中停止する。

提案事項 2

申請者奨学金につき、復学証明書提示を条件に、復学期間を給付期間とする。

提案事項：3

理事会決議があったものと看做される日を2020年4月28日付とする。

2 理事会提案事項を提案した理事 佐々木泰樹

3 理事会提案事項が否決された日 2020年4月28日

4 議事録の作成にかかる職務を行った理事 佐々木泰樹

理事総数 9名 監事総数 2名

2020年4月23日、理事長佐々木泰樹が理事の全員及び監事の全員に対して、電磁的方法により理事会の決議の目的である事項について上記の内容の提案書を発し、当該提案につき、2020年4月28日までに理事全員からの電磁的記録による同意の意思表示ならびに監事の全員から電磁的記録により異議がないとの意思表示を得ていないため、一般財団法人法第96条(定款第32条第4項)に基づく理事会の決議の省略の方法につき、当該提案が無効とみなされた。なお、当該提案については、追って開催される定時理事会にて意見交換のうえ、審議されることとした。

以上のとおり、理事会の審議内容を明確にするため、本事項を提案した理事及び議事録の作成にかかる職務を行った理事は議事録を作成する。

2020年4月28日

一般財団法人佐々木泰樹育英会

代表理事 佐々木泰樹